

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加茂市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県加茂市長

公表日

令和8年5月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法第442条の2の規定に則り 車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付 ④納税通知書等の電子通知希望申請 通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を軽自動車税システムに取り込む。 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー 通知IFS
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 宛名情報ファイル 納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表24の項 ・地方税法第747条の5の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供は実施しない ■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新潟県加茂市総務課 〒959-1392 新潟県加茂市幸町2-3-5 電話: 0256-52-0080
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新潟県加茂市税務課 〒959-1392 新潟県加茂市幸町2-3-5 電話: 0256-52-0080
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報ネットワークへのアクセスにはパスワードで権限管理されていて、部外者の利用はできない。またUSBにダウンロードしたデータはTASKシステムにデータ登録している。そのTASKシステムへのアクセスはパスワードと静脈認証により管理されている。使用しているUSBも適切に管理し、外部への持ち出しはしていない。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民税システム及び申告受付支援システム、並びに統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証やパスワードによる認証に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	評価実施機関名	新潟県加茂市	新潟県加茂市長	事後	精査による変更
令和8年2月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表第一 16項 番号法第9条第3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表24の項	事後	法改正による変更
令和8年2月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供は実施しない	■情報提供は実施しない ■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、49の項	事後	法改正による変更
令和8年2月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	①部署 市民課 ②所属長の役職名 市民課長	①部署 税務課 ②所属長の役職名 課長	事後	精査による変更
令和8年2月20日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市役所 企画財政課 0256-52-0080	新潟県加茂市税務課 〒959-1392 新潟県加茂市幸町2-3-5 電話:0256-52-0080		
令和8年2月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	
令和8年2月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事前	
令和8年2月20日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か十分である 判断の根拠 情報ネットワークへのアクセスにはパスワードで権限管理されていて、部外者の利用はできない。またUSBにダウンロードしたデータはTASKシステムにデータ登録している。そのTASKシステムへのアクセスはパスワードと静脈認証により管理されている。使用しているUSBも適切に管理し、外部への持ち出しはしていない。	事後	様式改正による追加
令和8年2月20日	IVリスク対策 10.従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	様式改正による変更
令和8年2月20日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 十分である 判断の根拠 住民税システム及び申告受付支援システム、並びに統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証やパスワードによる認証に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	様式改正による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法第442条の2の規定に則り 車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p>	<p>地方税法第442条の2の規定に則り 車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付 ④納税通知書等の電子通知希望申請 通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を軽自動車税システムに取り込む。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p>	事前	
令和8年5月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー</p>	<p>軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー 通知IFS</p>	事前	
令和8年5月15日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	<p>軽自物件ファイル 宛名情報ファイル</p>	<p>軽自物件ファイル 宛名情報ファイル 納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル</p>	事前	
令和8年5月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表24の項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表24の項</p> <p>・地方税法第747条の5の2</p>	事前	